

研究活動における不正防止計画

平成 28 年 2 月 10 日制定

公益財団法人レーザー技術総合研究所(以下「法人」という。)は、研究活動上の不正行為の防止等に関する内規(以下「不正行為防止内規」という。)第 20 条、及び公的研究費の取扱いに関する内規(以下「公的研究費取扱い内規」という。)第 7 条に基づき、研究活動における不正防止計画(以下「不正防止計画」という。)を以下のとおり定める。

1 目的 不正防止計画は、法人における公的研究費等の適正管理を確保し、不正使用等を防止することを目的とする。

2 責任体制の明確化 特定不正行為の防止等における責任体制は、不正行為防止内規第 3 条に定めるところによる。公的研究費の適正な管理における責任体制は、公的研究費取扱い内規第 3 条に定めるところによる。

3 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) 不正防止に関する規則の適正な運営・管理不正行為防止規程や公的研究費取扱い規程の適正な運営・管理を推進し、職員に対するコンプライアンス研修、研究倫理教育等の研修を実施する。

(2) 公的研究費に関するルールの周知徹底 科学研究費助成事業説明会、競争的資金に関する説明会等を実施し、公的研究費に関するルールの周知徹底を図る。

(3) 関係者の意識向上

競争的資金の交付を受ける職員、競争的資金による研究に携わる職員等に対し、公的研究費に関する規則等の遵守や研究活動における不正行為を行わないことを誓約する誓約書(様式第 1 号)の提出を求め、不正防止の意識向上を図る。また、取引事業者に対し、取引実績に応じて誓約書の提出を求め、不正防止の意識向上と適正な取引の実施を図る。

4 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 不正防止計画推進部署は、内部監査・外部監査の結果に基づき、不正を発生させる要因について再発防止策を検討し、必要に応じて不正防止計画の見直しを行う。

5 研究費の適正な運営・管理活動 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を求める。

6 情報の伝達を確保する体制の整備 不正防止計画及び不正行為を防止する規程類をホームページ等で公表し、不正防止の取組みに関する積極的な情報発信を行う。

7 モニタリングの充実 不正防止計画推進部署は、監査実施部署と連携して、内部監査を年1回実施する。内部監査では、不正が発生するリスクを抽出して監査を行い、改善を要する事案については直ちに対策を講じる。

8 不正防止計画の点検・評価 不正使用等が発生させる要因の把握に努め、不正防止計画の点検・評価を行う。

(様式第1号)

誓約書

公益財団法人レーザー技術総合研究所 理事長 殿

私は、競争的資金の交付を受けた研究を実施するに当たり、下記の誓約事項を守れることを誓約いたします。本誓約に違反した場合、公益財団法人レーザー技術総合研究所や競争的資金の配分機関等から処分を受けること及び法的な責任を負うことを理解しています。

平成 年 月 日

所属

氏名 (自 署)

記

誓約事項

- 公益財団法人レーザー技術総合研究所及び競争的資金の配分機関等が定める規則等を遵守すること。
- 研究活動における不正行為を行わないこと及び不正行為に関与しないこと。

(取引業者用)

誓約書

当社(当法人)は、公益財団法人レーザー技術総合研究所(以下「レーザー総研」という。)との取引にあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

一レーザー総研会計規程、及びレーザー総研公的研究経費の取扱いに関する内規等の関係規程を遵守するとともに、不正に関与しないこと。

二レーザー総研内部監査、その他調査において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。

三 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

四レーザー総研構成員(職員、その他関連する者)から不正な行為の依頼等があった場合には、断じて応じないとともに、レーザー総研の公益通報制度に基づき速やかに通報すること。

公益財団法人レーザー技術総合研究所理事長 様

平成 年 月 日

- ・ 所在地
- ・ 事業者名
- ・ 代表者職・氏名

印